

防犯灯に係る説明書

1 防犯灯設置について

○住宅地における夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を目的に、公道を照らす場所に危機管理課で防犯灯を設置します。

※道路状況や交差点での車両確認等を目的とする道路照明灯は土木課の管理となります。

2 新設要望について

○防犯灯の新設要望をいただいた場所が設置基準に照らして適切か、また、防犯上必要な場所であるかの調査を危機管理課で行います。

① 提出書類

- ・別添「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して提出してください。
- ・付近住所の記入、対象の電柱番号またはNTT柱番号の記入を必ずお願いします。

② 設置基準

- ・灯具は原則、中部電力またはNTTが所有する電柱に設置します。やむを得ない場合は、専用柱に設置します。
- ・屋外照明からおおむね30メートル以上離れた場所に設置します。
(屋外照明：防犯灯、道路照明灯、商店街灯、公園等に設置された照明灯等)
- ・灯具は、原則として地上から4.5メートル以上となる高さに設置します。

※集合住宅等の敷地内道路、個人住宅、駐車場等の照明となる場合は対象外です。

③ 設置要望優先順位等

- ・要望された場所は全て市職員による現地調査を行います。複数の場所へ設置をご要望される場合は、自治会内で要望場所を精査し、必ず優先順位を記入してください。

3 新設分電気料金について

- 令和6年度以降に新設する防犯灯の電気料金については、要望を行った自治会にて負担いただきます。
- 防犯灯設置後、おおむね12月頃から中部電力ミライズより自治会宛に電気料金の請求書が届きますので、中部電力ミライズに直接支払いをお願いします。支払いは月払いとなります。

《支払方法の変更について》

1. 初月の請求（初月は日割計算）は、中部電力ミライズから口座振込用紙が届きます。
2. 翌月以降も振込用紙が届きますが、支払方法を変更したい場合は、直接中部電力ミライズ（0570-048-155）に問い合わせて変更手続きをしてください。
3. 自治会で他に中部電力ミライズへのお支払いがある場合は、請求書を1枚にまとめることも可能です。2と同様に、直接中部電力ミライズへお問い合わせください。

4 管理等

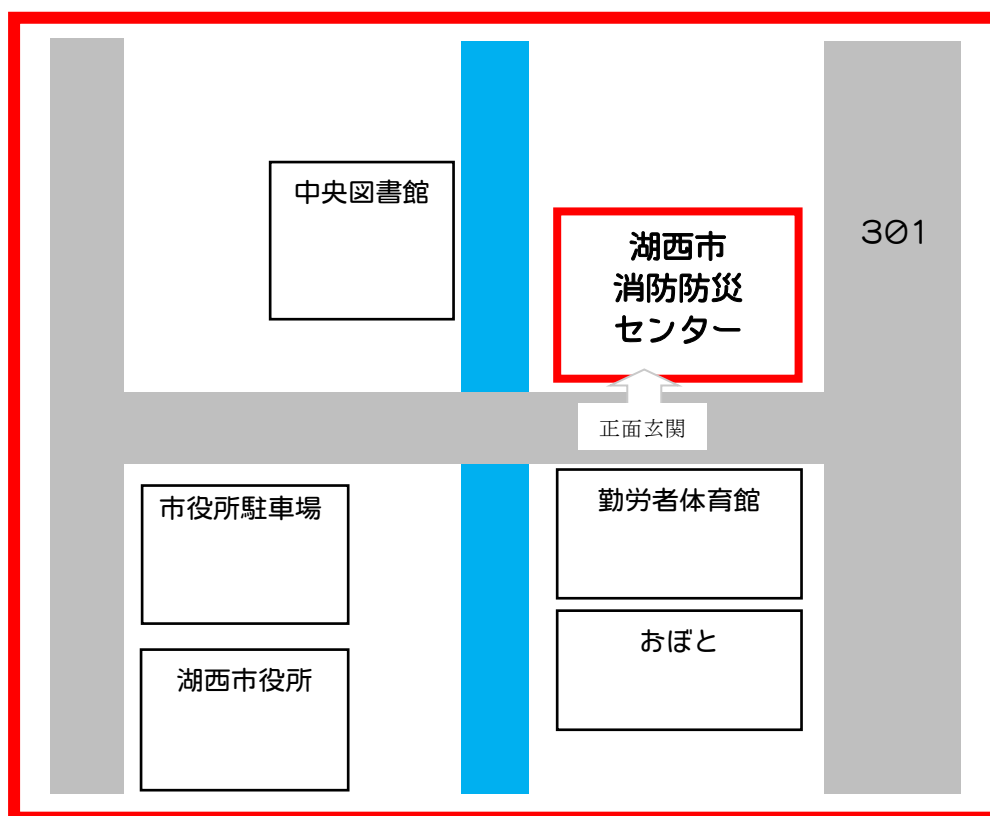
- 防犯灯周辺の草木の管理にご協力をお願いします。
- 防犯灯（灯具）の不点灯を見かけた際は、お手数ですが別添のとおり、コールセンター（0570-666-181）へお電話してください。
- 防犯灯専用柱につきましては、簡易点検等を実施していただき、腐食等により修繕が必要な場合は、「自治会要望書」にご記入のうえ、危機管理課へ提出をお願いします。

5 新設要望書の提出について

[受付場所] 湖西市消防防災センター 危機管理課 安全まちづくり係

TEL 053-576-4538

[提出日] 令和8年5月29日(金)までをお願いします。



※消防防災センターの正面玄関に受付システムがございますので、危機管理課安全まちづくり係までおつなぎください。